

農用地利用集積等促進計画等の提出要領

（農地中間管理事業）

1 期間及び期日	（１）設定開始日は毎月１日です。 （２）利用権設定期間は１年以上４０年以内です。ただし期間満了日は１２月３１日とします。（１０年を超える期間を設定すると機構集積協力金の対象になる場合があります。） （３）途中解約は可能です。（合意解約）
2 申出書の提出先・提出方法について	提出先：あいち豊田農業協同組合の各営農センター 提出方法：窓口にご持参ください。
3 申出地について	対象となる農地は、「市街化調整区域」及び「都市計画区域外」です。
4 借り手について （利用権の設定を受ける者）	（１）農用地利用集積等促進計画（様式 D6）は借り手と貸し手双方が押印のうえ提出してください。 （２）地域計画区域外農地を借り受ける場合は、賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（様式 D5）を提出してください。 （３）農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等（別紙）を提出してください。
5 貸し手について （利用権の設定をする者）	（１）農用地貸出希望申込書（様式 B1）を提出してください。 （２）貸し手は、登記上の所有者となります。 （３）住所は現住所を記載してください。 （４）農地所有者が共有の場合 ・ 2 分の 1 を超える共有持分を有する者の同意が必要です。 ・ 代表者が農用地貸出希望申込書に記載し、他の共有者は同意書（様式 B3）に記載し、提出してください。 （５）農地が相続登記未了の場合は、貸し手の氏名に「被相続人名（死亡した登記名義人）」を明記してください。2 分の 1 を超える持分の相続人の同意が必要です。 （６）貸出希望者と借賃の振込口座の名義人が異なる場合は、受領委任状が必要ですので、各営農センター窓口でご確認ください。

※申出された利用権は、県の認可、公告されることで権利が設定されます。

※申出書の内容に誤りがないように十分確認をしてください。誤った内容によって申出された利用権については、取り消しになる場合があります。